

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和6年8月20日(2024.8.20)

【公開番号】特開2024-45674(P2024-45674A)

【公開日】令和6年4月2日(2024.4.2)

【年通号数】公開公報(特許)2024-060

【出願番号】特願2024-24232(P2024-24232)

【国際特許分類】

B 6 0 N 2/56(2006.01)

10

A 4 7 C 7/74(2006.01)

【F I】

B 6 0 N 2/56

A 4 7 C 7/74

【手続補正書】

【提出日】令和6年8月9日(2024.8.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シートクッションおよびシートバックを備える乗物用シートであって、

一対のサイドフレームを有するシートフレームと、

前記一対のサイドフレームの間に配置され、前記シートフレームに連結されたワイヤ部材と、

乗員からの荷重を受ける板状の受圧部材であって、前記ワイヤ部材に固定された受圧部材と、

前記シートクッションおよび前記シートバックの少なくとも一方に形成された通気路と送風装置を接続するダクトと、を備え、

前記受圧部材は、貫通した開口を有し、

前記ダクトは、前記開口を通じて前記通気路に接続されていることを特徴とする乗物用シート。

【請求項2】

前記シートフレームは、

前記一対のサイドフレームを連結する連結フレームと、

前記一対のサイドフレームを連結する架橋フレームであって、前記連結フレームと離間して配置された架橋フレームと、を有し、

前記ワイヤ部材は、前記連結フレームと前記架橋フレームとに架設された状態で連結されていることを特徴とする請求項1に記載の乗物用シート。

【請求項3】

前記開口は、前記開口が貫通する方向から見て、前記ワイヤ部材と重ならない位置に配置されていることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の乗物用シート。

【請求項4】

前記ワイヤ部材は、前記一対のサイドフレームが対向する第1方向に離間して配置された一対の延在部を有し、

前記開口は、前記開口が貫通する方向から見て、前記一対の延在部の間に配置されていることを特徴とする請求項3に記載の乗物用シート。

40

50

【請求項 5】

前記ワイヤ部材は、前記シートフレームに連結される連結部を有し、
前記一対の延在部は、前記連結部の前記第1方向の端部よりも前記第1方向の内側に位置
していることを特徴とする請求項4に記載の乗物用シート。

【請求項 6】

前記受圧部材は、前記開口の縁部で前記ダクトを保持していることを特徴とする請求項1
から請求項5のいずれか1項に記載の乗物用シート。

【請求項 7】

前記ダクトは、前記開口を通って前記通気路に接続される接続部を有し、
前記接続部は、前記接続部を前記開口に通す方向における前記接続部の上流側の端部に伸
縮自在な蛇腹部を有することを特徴とする請求項1から請求項6のいずれか1項に記載の
乗物用シート。

10

【請求項 8】

前記開口は、前記一対のサイドフレームが対向する第1方向に長い略矩形状に形成されて
いることを特徴とする請求項1から請求項7のいずれか1項に記載の乗物用シート。

【請求項 9】

前記開口は、前記開口が貫通する方向から見て、前記一対のサイドフレームが対向する第
1方向における前記受圧部材の中心を避けて配置されていることを特徴とする請求項1から
請求項8のいずれか1項に記載の乗物用シート。

20

【請求項 10】

前記開口は、前後方向における前記受圧部材の中央よりも前に配置されていることを特徴
とする請求項1から請求項9のいずれか1項に記載の乗物用シート。

【請求項 11】

前記受圧部材は、樹脂からなることを特徴とする請求項1から請求項10のいずれか1項
に記載の乗物用シート。

【請求項 12】

前記ワイヤ部材および前記受圧部材は、前記シートバックに設けられていることを特徴と
する請求項1から請求項11のいずれか1項に記載の乗物用シート。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

30

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そこで、後席の乗員の足がダクトに当たるのを抑制することを目的とする。

また、乗物用シートをコンパクト化することを目的とする。

また、ダクトと他の部材との干渉を抑制することを目的とする。

また、ダクトの剛性を向上させることを目的とする。

また、ダクト内を流れる空気の流量を確保することを目的とする。

また、ダクトの変形などを抑制することを目的とする。

40

また、ダクトと他の部材が接触することによる影響を低減することを目的とする。

また、通気路とダクトを容易に接続することを目的とする。

また、ダクト内で空気を良好に流すことを目的とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

乗物用シートは、シートクッションおよびシートバックを備える乗物用シートであって、

50

一対のサイドフレームと、前記シートクッションのフレームの後側を通って前記シートクッションから前記シートバックに向かうように延び、前記シートクッションおよび前記シートバックの少なくとも一方に形成された通気路と送風装置を接続するダクトと、を備え、前記ダクトは、前記シートクッションのフレームの後方において、前記一対のサイドフレームの左右方向内側の位置であって、前記一対のサイドフレームの左右方向中央よりも一方のサイドフレームに近い位置に配置された退避部を有する構成とすることができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

後席の乗員の足がダクトに当たるのを抑制することができる。また、乗物用シートをコンパクト化することができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

また、退避部が下に向かうにつれて前に位置するように延びていることで、後席の乗員の足がダクトに当たるのをより抑制することができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

また、ダクトが支持部材の下側で後に向かうにつれて下に位置するように延びる下側傾斜部を有することで、ダクトと支持部材との干渉を抑制することができる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

また、ダクトがシートクッションの下側に幅広部を有することで、乗物用シートをコンパクト化することができる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

また、幅広部が支持部材の下側で左右方向中央よりも一方のサイドフレームに近い位置に配置されていることで、ダクトと支持部材との干渉を抑制することができる。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

10

20

30

40

50

【補正の内容】**【0029】**

また、ダクトが幅広部、幅狭部および接続部を有することで、ダクトの剛性を向上させることができる。また、ダクト内を流れる空気の流量を確保することができる。また、ダクトの変形などを抑制することができる。

【手続補正10】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0030****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0030】**

また、支持部材の樹脂部材が乗員側から見てダクトと重なるように配置されていることで、ダクトと支持部材が接触することによる影響を低減することができる。

【手続補正11】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0031****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0031】**

また、ダクトの下側管部が第1部分、第2部分、第3部分および第3部分から伸びる分岐管部を有することで、シートクッションに形成された通気路とダクトを容易に接続することができる。

【手続補正12】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0032****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0032】**

また、下側管部がさらに第4部分と第5部分を有することで、ダクト内で空気を良好に流すことができる。

10

20

30

40

50